

大きな話題になった AIJ 問題に対する有識者会議の報告を踏まえてとして、厚労省は、企業年金の給付減額要件緩和案を打ち出しました。

日頃から企業年金の受給権保護と支払保証制度の法制化を掲げて運動を続けている「企業年金の受給権を守る連絡会」に寄稿していただきましたので紹介します。

企業年金減額要件緩和の厚労省案に反対しよう!

厚労省は AIJ 問題対策の有識者会議の報告書を踏まえてとして、企業年金制度のより安定的な財政運営の実現を目的とし、予定利率の引下げの促進及び給付減額の手続きの明確化・簡素化を図るためとして、確定給付企業年金法施行規則及び関連通知並びに厚生年金基金関連通知の一部改正案が発表された。

改正案の中で、給付減額の手続きの明確化・簡素化として、母体企業の「掛金負担困難」の場合とし、黒字企業でも減額を認めうることや、受給者減額時に希望者に対して支給しなければならない一時金についても、企業の負担を軽くする措置などが打ち出されている。

今回の厚労省の改悪提案の背景として、最近の長引く景気低迷と企業年金の運用環境悪化のもとで、多くの企業年金で積立不足が生じ、厚生年金基金では代行割れ基金も増加しており、経団連は毎年厚労省に対し、企業年金の給付減額要件緩和を要求してきた。

そのようなもとで、厚労省は最近、黒字企業でも受給者減額を認める事例が多くなった。

このような最近の動向の中で、AIJ問題を契機として今回の改悪案が打ち出されたものである。

そもそも、企業年金の受給者減額はあってはならないものである。わが国の企業年金の多くは賃金のあと払いである退職金を原資として給付設計されているものである。

1965年厚生年金基金制度が始まった時から、当然減額規定などはなかったし、受給者減額を心配する必要のない右肩上がりの経済環境が続いた。バブル崩壊後、財界の要請で1997年に受給者減額の理由や手続きを内容とする年金局長通達が出された。

しかし、その通達でも「給付設計の変更日における受給者および受給待機脱退者の変更後の年金額が変更前の金額を下回らないこと」となっており、「ただし基金の存続のため真に止むを得ないと認められる場合に限る」と受給者減額を

あくまで例外措置として認めるとしていた。

その後確定給付企業年金法施行規則により、給付減額の理由と手続きが定められたが、その後のNTT企業年金裁判などでは、国は「事業主は、従業員に対して将来支給する企業年金の約束をしているのであり、これが守られなければ、年金が既に生活の基盤となっている受給者の生活を脅かすことは明らかである。」としてNTTグループの請求を棄却している。

受給者の給付減額は既に確定している年金を本人の同意もなく企業の都合で減額するものであり、断じて許されないものである。

これは、もみじ銀行役員退職慰労年金打ち切り訴訟の判例（最高裁平成22年3月15日）でも「契約は守られるべき」「同意のない契約変更は認められない」ときわめて当然の判断が示されていることでも明らかである。

米国のエリサ法をはじめ、先進諸国では企業年金の受給権と支払保証制度が法制化されており、わが国でも確定給付企業年金法審議の際に検討されたが、法制化されず今後の検討課題として衆・参両委員会で付帯決議されており、それから10年以上なんらの進展もない。政府、国会の怠慢である。

企業年金の受給者減額は、憲法上の生存権、財産権に照らしても許されないものである。

今回の厚労省の改悪案が実現されると、多くの企業年金受給者の年金が脅かされることになる。「企業年金の受給権を守る連絡会」は2005年創立以来、企業年金の受給権保護と支払保証制度の法制化を求めて運動を進めてきており、今回の給付減額の手続きの明確化・簡素化には絶対反対であるとして、厚労省へのパブリックコメントで反対意見を送付した、また他団体や個人にもパブコメで反対意見を組織するよう呼びかけている。さらに近日中に厚労省や各政党などに要請に行くことも予定している。

企業年金受給者の組合員を先頭にして、年金者組合として幅広く反対運動を前進させよう。

（企業年金の受給権を守る連絡会 代表世話人 社会保険労務士 夏野弘司）

企業年金の受給権を守る連絡会

（問合せ）事務局（木村） / Fax03-3902-2189 Eメール kimura-f@ma.kitanet.ne.jp